



# 宇宙基本計画・工程表について

平成30年1月20日

内閣府 宇宙開発戦略推進事務局 審議官

行松 泰弘

# 宇宙基本計画の工程表改訂について

- 平成27年1月に定めた「宇宙基本計画」に基づき、「宇宙安全保障の確保」、「民生分野における宇宙利用推進」、「産業・科学技術基盤の維持・強化」を着実に推進。宇宙2法の施行により、宇宙産業の新たな取組が活発化。
- 平成28年12月に続き、3度目となる「工程表」の改訂を通じて、政策の一層の具体化・加速を図る。

## 「宇宙基本計画」の工程表に基づく着実な進展

### 宇宙安全保障の確保

- 宇宙状況把握（SSA）システムの詳細設計を実施（レーダ候補地を山口県に選定の方角で検討中）
- 宇宙システム安定性強化のための連絡会議を発足し、脆弱性評価チェックリストの策定に着手

### 民生分野における宇宙利用推進

- 準天頂衛星2・3・4号機の打上げに成功し、準天頂衛星4機体制確立
- 宇宙ビジネス・アイデアの掘り起し
- 宇宙2法（宇宙活動法、衛星リモセン法）の施行
- 地球観測衛星の着実な開発・利用



準天頂衛星3号機 打上げ  
温室効果ガス観測技術衛星2号「いぶき2号」



### 産業・科学技術基盤の維持・強化

- 新型基幹ロケット「H3」の初めての燃焼試験に成功
- 12月17日、金井宇宙飛行士が国際宇宙ステーションでの長期滞在に向けて出発予定



H3ロケット（イメージ）

### 国際協力・海外展開

- 各国との間で、宇宙分野における幅広い協力・連携を深化
- 官民一体で、アジア等で、宇宙利用、人材育成等の国際協力を拡大



ルクセンブルク副首相と、宇宙資源等に関する覚書に署名。

## 工程表改訂のポイント

### 1. 安全保障も含めた、個別プロジェクトの着実な実施・加速

- 準天頂衛星7機体制の確立に向け、着実に開発・整備を行う
- 情報収集衛星（光学・レーダ）の整備・技術衛星の開発（通信・観測）
- 先進光学衛星・先進レーダ衛星（ALOS-3,4）は平成32年度打上げをめざして開発を推進
- 静止気象衛星は遅くとも平成35年度までに後継機の製造に着手
- 温室効果ガス観測技術衛星は平成30年度に2号機を打ち上げ、3号機の開発に着手
- 高性能マイクロ波放射計（AMSR2）の後継センサについて、GOSAT-3への相乗りを前提とした開発研究を行う
- 2020年度のH3ロケット初号機の打上げを目指し、来年度から、実機製作に着手
- 宇宙状況把握（SSA）システムの運用の具体化を進める
- 米国の多国間机上演習「シュリーバー演習」に初参加

### 2. 宇宙産業振興のための環境整備

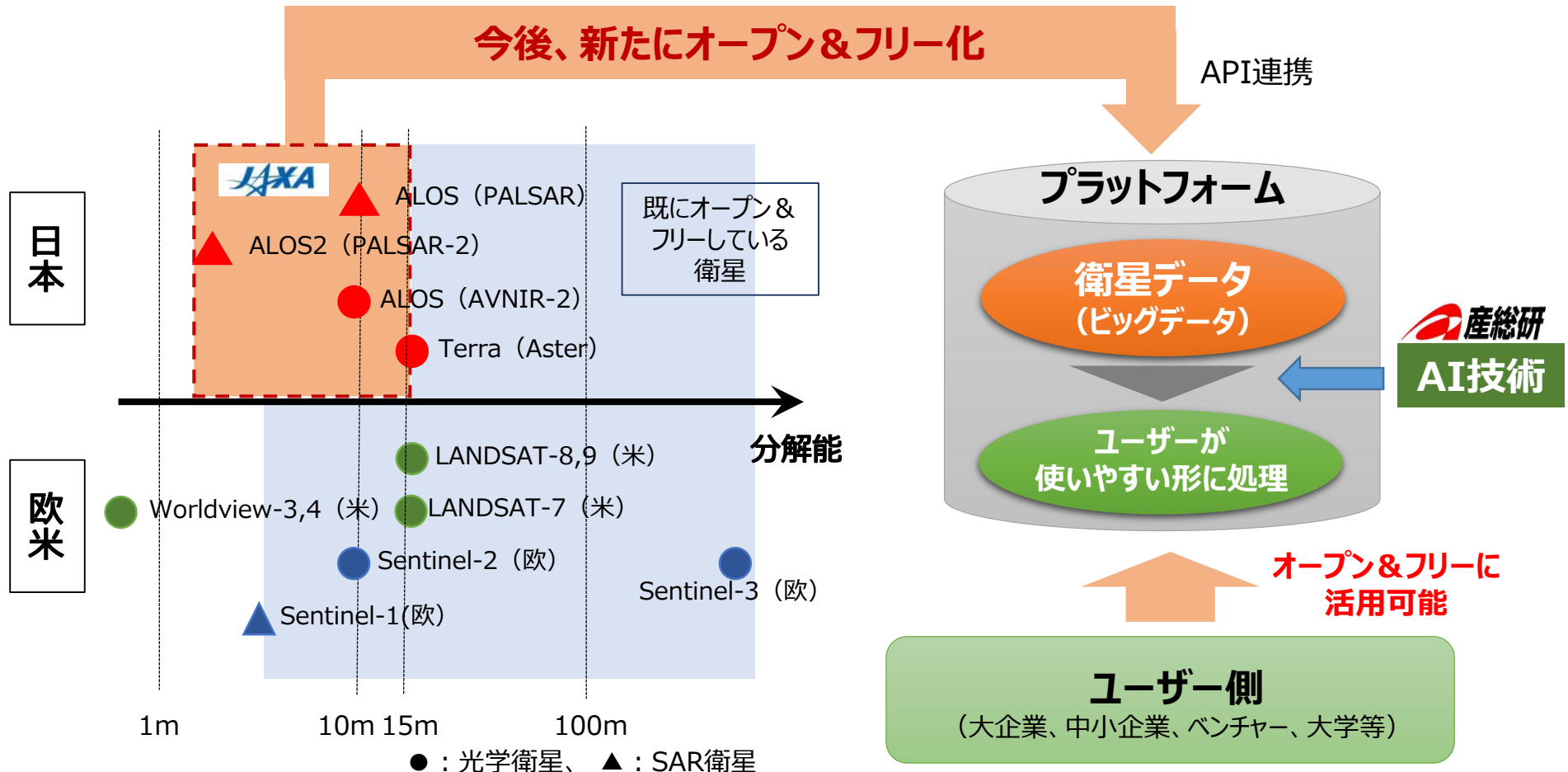
- 来年度から高精度な準天頂衛星測位サービスを開始。これにより、自動走行、農業などの分野での生産性向上を目指す。
- 政府衛星データのオープン＆フリー化を通じた新ビジネス創出
- 宇宙ベンチャー創出と、成長のためのリスクマネー供給拡大

### 3. 国際宇宙探査への新たな取組

- 国際宇宙探査フォーラム（ISEF2）を日本が主催（来年3月@東京）
- 国際宇宙探査について、主体的に技術面や新たな国際協調体制等を検討

# 政府衛星データのオープン&フリー化及びデータ利用環境整備

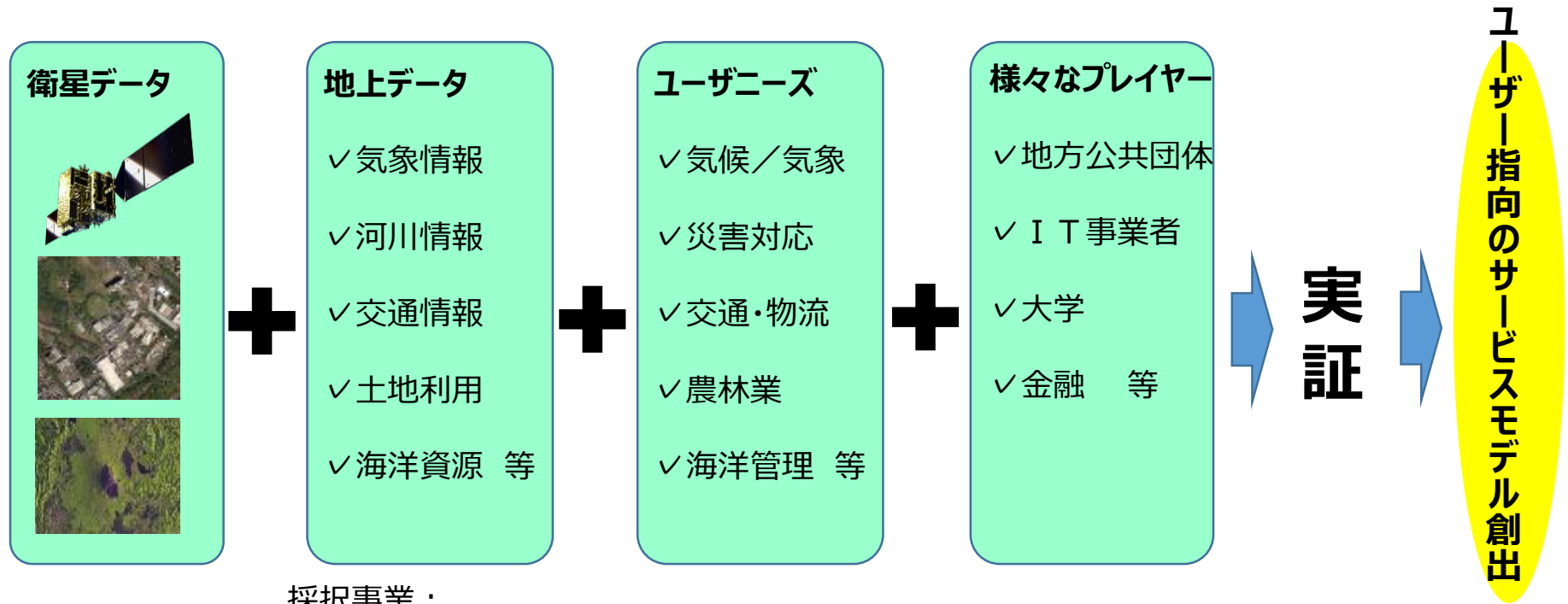
- ◆ 政府衛星データを民間に開放するため、経産省に、「政府衛星データのオープン&フリー化検討会」を立ち上げ、議論。
- ◆ JAXAが保有する衛星データを、ユーザーが利用しやすい形でオープン&フリーに提供するためプラットフォームの整備をAI技術も活用しつつ進める方針。
- ◆ 将来の民営化を前提に、来年度以降、当初は政府予算を投入し、事業を実施予定。



# 宇宙データ利用モデル事業による利用拡大

- ◆ 約1ヶ月間の公募の結果、25件の応募あり。
- ◆ 有識者による検討会での議論を踏まえ、7件のプロジェクトを採択。今年度末まで実証を行い、結果を公表予定。

- ・ 衛星データから利用を検討するのではなく、ニーズ側から様々なデータ(G空間情報)の一つとして衛星データの活用を検討。
- ・ 現場ニーズを有する者、地方公共団体・IT事業者などを巻き込み、新たなソリューションを実証。



採択事業：

「衛星データを利用したドローン自律航法管制プラットフォーム」

「GNSSと地上データの融合による新たなスポーツ市場の開拓」

「途上国農家ビッグデータとリモセンによる農業金融サービスの実証 など」

# 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律(通称:衛星リモセン法)

- ◇宇宙開発利用の果たす役割を拡大すると宇宙基本法の理念にのっとり、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、
  - ①衛星リモセン装置の使用に係る許可制度、②衛星リモセン記録保有者の義務、③衛星リモセン記録を取り扱う者の認定 等必要な事項を定める。
- ◇8月15日に一部施行し、装置の使用許可等の申請を受付開始。11月15日、衛星リモセン法の規制対象外となる国の機関等を定める施行令とともに、法律を完全施行。

## 1. 法律の必要性及び背景

○高分解能の衛星リモセン記録が悪用の懸念のある国や国際テロリスト等の手に渡らないよう管理する制度が必要。

(背景)

- 近年の急速な高分解能化(空間・時間)・低コスト化により、衛星リモセン記録がテロリスト等に渡った場合のリスクが増大。
- 米独仏加4ヶ国では、民間事業者による衛星リモートセンシングのシステム運用や画像配布を制限する法制度を整備済み(英西も検討中)。

○リモセン事業者が遵守すべき基準等を明確化し、事業の予見可能性の向上を図ることが必要。

(背景)

- 今後、農業、防災・減災、鉱物資源、社会インフラ整備・維持等の分野で、衛星リモセン記録を一層活用した新産業・新サービスの創出の期待が高まっている。こうした中で、新規リモセン事業者の事業リスクを低減し、参入を後押しする。

ASNARO-1 (光学、日本)



出典:経済産業省  
0.5m(白黒), 2m(カラー)

ALOS-2 (レーダー、日本)



出典:JAXA  
3m

衛星リモセン記録



コメの生育状況



分析・加工

## 2. 法律の概要

### ① 衛星リモセン装置の使用に係る許可制度

○高分解能の衛星リモセン装置の使用を許可制とし、①不正使用防止措置、②申請受信設備以外での使用禁止、③申請軌道以外での停止、④使用終了時の措置等の義務を課す。



### ② 衛星リモセン記録保有者の義務

○衛星リモセン記録保有者は、本法の認定を受けた者、特定取扱機関に適正な方法により行う場合等を除き、高分解能の衛星リモセン記録を提供してはならない。

※内閣総理大臣は、国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがあると認める十分な理由がある場合は、範囲及び期間を定めて、提供の禁止を命ずることができる。



### ③ 衛星リモセン記録を取り扱う者の認定

○衛星リモセン記録を取り扱う者は、記録の区分に従い、衛星リモセン記録を適正に取り扱うことができる旨の認定を受けることができる。

衛星リモセン記録を取り扱う者

